

大阪府附属機関条例（抄）

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

別表第一(第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府環境影響評価審査会	大阪府環境影響評価条例 第四条第三項、第八条(同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第十七条(同条例第三十四条第三項及び第三十五条第一項において準用する場合を含む。) 及び第二十九条第四項(同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。) に規定する事項、廃棄物処理施設許可関係事項(環境影響評価対象事業に係るものに限る。)、環境影響評価法第三条の三第一項に規定する配慮書の案又は配慮書及び同条例第四十二条第二項の規定により同条例の規定を適用しないこととした市町村又は府に隣接する府県若しくは当該府県の区域内に存する市町(府の区域内に存する市町村に隣接する市町に限る。)の環境影響評価に関する条例その他の規程の規定により知事が応じる協議の結果に基づき知事が意見を述べる対象である同条例その他の規程に規定する配慮書、方法書、準備書又はこれらに相当する書類についての環境の保全に関する専門的な事項並びに環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある対象事業についての調査審議に関する事務